

日医発第 372 号（健 I）
令和 7 年 5 月 30 日

都道府県医師会
産業保健担当理事殿

日本医師会
常任理事 松岡 かおり
(公印省略)

コロナ禍の特例の申請について

平素は日本医師会認定産業医制度の運営につきまして、多大なるご尽力を賜り、有り難うございます。

本年 4 月より研修会における単位シールを廃止し、MAMIS に登録することとしたところですが、コロナ禍の特例の対象の方（有効期限を過ぎた方）については、研修会主催者により受講実績が登録されているにも関わらず、2025 年 4 月以降の単位を MAMIS のマイページから閲覧できない不具合が発生しております。

本件に関する対応については以下のとおりとさせていただきますので、ご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会へのご周知方宜しくお願い申し上げます。なお、マイページから取得単位が閲覧できるようになりましたら改めてお知らせいたしますことを申し添えます。

記

1. 7 月承認に係る申請

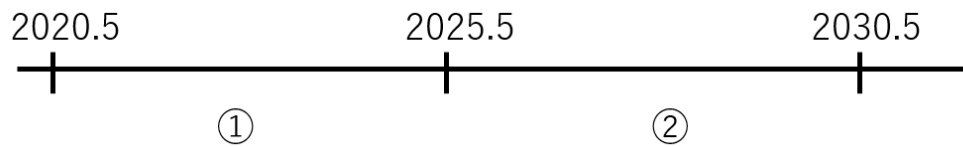
2025 年 4 月以降に受講した研修会は MAMIS で取得した単位が分かる画面を紙に出力し、郵送いただくことを想定しておりますが、MAMIS のマイページから確認できないため取得単位を示すことができません。従いまして、以下の（1）またはそれが難しい場合は（2）の対応をとっていただきたくお願いいたします。

- （1）可能であれば都道府県医師会等が主催者に確認するなどし、取得単位を確認のうえ申請を受け付ける。
- （2）更新申請を次回の申請時期まで 2 か月程度延期していただく。

2. 申請を延期する場合の留意点

コロナ禍の特例を 2028 年 3 月 31 日までとしており、その日までは、更新しない場合であっても認定産業医とみなし、認定産業医としての活動を認めることとしております。また、コロナ禍の特例において、更新手続き前に取得した単位であっても、有効期限を過ぎてから取得した単位であれば、次回の更新手続き時に使用することが可能です※。従いまして、申請を延期することによる不利益はありません。

※例えば、手元に 2020 年 5 月～2025 年 5 月（①の期間）の認定証を持っている場合、①の期間で 20 単位を超えて取得した余剰の単位を②の期間の更新には使用できないが、②の期間に 20 単位を超えて取得した余剰の単位は、①の期間の更新をしていなくても、①の期間の更新後は②の期間の更新に使用できる。



以上